

新婚さんの 新生活を 応援します！

最大

30万円

補助金が出ます！

【対象世帯】

- ①令和3年1月1日～令和4年3月31日に婚姻届を提出し受理されていること
- ②住居が厚岸町内にあり、ご夫婦ともに住民票が厚岸町にあること
- ③ご夫婦ともに厚岸町に定住する意思があること

【対象経費】

- ①住居の購入費
- ②住居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- ③引越業者や運送業者に支払った引越費用

【申請・問い合わせ先】

厚岸町総合政策課 TEL：0153-52-3131

